

匿名組合員たる地位の譲渡による損失の所得税法上の取扱い

1. 匿名組合契約の定義

匿名組合契約とは「当事者の一方が相手方の営業のために出資をし、その営業から生ずる利益を分配することを約することによって、その効力を生ずる」と商法535条に定められています。実際には営業者と呼ばれる合同会社などの法人が存在し、そこへ匿名組合員が匿名組合出資という形式でお金を出します。営業者は匿名組合員から集めたお金を運用して利益をあげ、これを匿名組合員に分配します。この利益や出資元本の分配を受ける権利が匿名組合員たる地位です。

2. 匿名組合契約を活用した事業の多様性

匿名組合契約を活用した事業は多種多様ですが、典型的な例は不動産投資です。営業者が匿名組合出資と銀行借入により資金を調達して大規模な不動産を取得し、賃貸収益や譲渡益を匿名組合員に分配するというビジネスは非常に多く行われています。

3. 匿名組合契約の課税関係

営業者の課税関係

営業者は独立の法人ですから、匿名組合出資の目的である事業で利益をあげた場合、まずは営業者に法人税等が課税されます。しかし匿名組合員に分配すべき利益については、営業者の損金となるので課税対象から除かれます。例えば営業者が今期に匿名組合出資の目的である事業で1億円の利益をあげたとして、営業者が9千万円を匿名組合員に分配することにすれば、その分配額は損金となり、営業者の課税所得となるのは残りの1千万円です。

匿名組合員の課税関係

匿名組合員が法人の場合は、分配された利益は益金の額に算入され、個人の場合は、原則として雑所得として課税されます。

4. 匿名組合員たる地位の譲渡による損失

リーマンショック後の不況により、営業者が取得した不動産の時価が、大幅に値下がりしているケースが近年増加しています。例えば個人から匿名組合出資で

10億、銀行借入により10億を調達して、営業者が20億の不動産を購入したものの、不動産が15億に値下がりしてしまっているようなケースです。営業者が不動産を値下がり後の15億で譲渡したとすると、営業者の匿名組合事業に5億円の損失が発生します。この損失は匿名組合員に分配されるので、最終的には匿名組合員の負担となります。しかし国税庁の平成18年1月27日個人課税課情報第2号中の2(1)の問23によると、匿名組合員が負担する損失は、匿名組合契約の終了時に確定するので、その時点で所得の計算上必要経費に算入することになります。従って損失発生時点(匿名組合契約の終了前)では、必要経費に算入することは出来ず、匿名組合出資の税務上の帳簿価額(取得費)も出資額である10億円のままです。

では、個人である匿名組合員がこの匿名組合員たる地位を第三者に譲渡した場合の課税関係はどうなるのでしょうか。例えば匿名組合員が当初10億円出資している場合に、その地位を5億円で譲渡したとすると、差引5億円の損失ですが、この損失は他の所得と損益通算できるのでしょうか。

5. 譲渡による損失の所得税法上の取扱い

譲渡収入である5億円と、取得費10億円との差額は総合課税の譲渡所得の損失となります(参考:平成14年7月1日付大阪国税不服審判所裁決)。総合課税の譲渡所得の損失は、他の各種所得の金額と損益通算されるので、個人の不動産所得や給与所得との通算が可能です。これに対し仮に譲渡しない(できない)まま匿名組合契約が終了すると、損失5億円は雑所得の必要経費となり他の雑所得の金額とのみ損益通算されるだけとなります。

その譲渡の相手方が自己の支配する同族会社である場合は、税務上の行為計算の否認等の適用を受けないよう、譲渡価額の設定や時期などについて、非関係者間でも成り立ちうると考えられるような条件で実行するよう細心の注意を払うべきです。